

平成 25 年度事業報告

平成 25 年度は、東日本大震災から 3 年が経過し、完全復興には至っていないものの、震災の混乱期状況は脱した。また、年間を通して国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を続けてきたが、現在では在庫不足も解消し、1 工場が操業していないにも関わらず供給過多の状況となっている。

塩の販売については、東日本大震災による需要減少も依然として回復しておらず、また家庭用・食品工業用への需要の減少傾向は続いており、通期では 92 万トン程度となった。

石油石炭税については、平成 24 年 10 月 1 日から現行の石油石炭税に上乘せされた新税導入となっているが、我々、イオン交換膜製塩法(以下、膜濃縮せんごう法)による国産塩製造業者は、製塩のために使用する輸入石炭について上乘せ税率の軽減措置を受けることができた。さらに平成 26 年度以降についても、引き続き軽減措置の延長が受けられるよう政府への陳情活動等、強力に働きかけた結果、政権交代後の状況の中で前政権と同様に軽減措置延長の方向で、平成 25 年 12 月 24 日に税制改正大綱が閣議決定され、平成 26 年 3 月 20 日に成立した。

公益法人制度改革については、一般社団法人移行認可に伴い、正味財産額について「公益目的支出計画の実施」が課せられていたが、7 月 30 日付けで「実施完了の確認書」を受領した。

輸入石炭価格については、中国等新興国の経済成長の減速による需要低下もあり、供給過剰状況となっていたが、最近に至りまた中国・インドを中心に輸入量は増加し、豪州では不採算炭鉱が閉山される等供給側の整理も進み、供給過剰状況が解消しつつある。そのため FOB 価格は再び上昇に転ずると見込まれ、さらに円安傾向も加わり、国内製塩の安定操業、事業継続が危惧される状況に変わりはない。

TPP(環太平洋経済連携協定)交渉問題については、交渉参加を正式に表明し、関係国間との交渉を精力的に開始した年であった。参加表明当初は、年内決着を目指していた交渉も、参加国間での歩み寄りがみられず年越しの状況となったが、米国の交渉取組状況いかにによっては早期決着も期待された。しかし、最大の焦点である日米関税協議で合意の目途が立たず、早期決着は困難となり、さらに長期化する可能性が高くなった。

塩の安全・安心への取り組みについては、HACCP・ISO22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及びAIB国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させる内容の第 5 版改定版を完成させた。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

このような状況の中で、過去 5 年間で費やし、イオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜の開発事業について、その本格的工業化の準備が進められている。